

生成AIパスポート 対策テキスト

第4章 情報リテラシー

②権利とルール

作ったものの権利と、AIをどう使うかの国の考え方。全5章でいちばん語数が多い章の後半。

知的財産権は4つ／人そのものの権利／不正競争防止法／AI生成物と権利の侵害
基本理念3つ／AI社会原則6つ／共通の指針10／AIガバナンス／3つの主体／AI新法
重要用語 40語・確認問題 9問・図解 11点

04

AI資格ラボ

YouTubeチャンネル登録者への配布テキストです。

動画「【生成AIパスポート】第4章 情報リテラシー ②権利とAI社会原則」と対応しています。

はじめに この本の使い方

この本は、YouTubeチャンネル「AI資格ラボ」の動画「**第4章 情報リテラシー ②権利とAI社会原則**」に対応した、配布用のテキストです。動画を見ていない方でも、これ一冊で第4章の後半が最後まで読み切れるように書いてあります。

この本が扱う範囲

生成AIパスポートの第4章は、公式シラバス（出題範囲表）で**65語**あります。第1章の39語、第2章の62語、第3章の20語とくらべて**全5章でいちばん多い章**です。1回で扱うには多すぎるので、第2章と同じように**2冊に分けました**。

	扱う範囲	語数
①	自分の身を守る（前の本）	25語
②	作ったものの権利と社会のルール（この本）	40語

この本は②の40語を扱います。**作ったものに、誰の、どんな権利があるのか**。そして**AIを使う社会が、何を大事にすると決めたのか**。この2本立てです。

⇒ **前の本でやった言葉は、やり直しません**。個人情報保護法、要配慮個人情報、匿名加工情報、マスキング。このあたりは①身を守る編のテキストと動画にあります。ただし**考え方は同じ**なので、読んでいなくても進めます。

この本の、いちばんしんどい所

先に正直に言います。この本の山は**後半の原則と指針**です。**基本理念が3つ、AI社会原則が6つ、共通の指針が10**——並んだ言葉を覚える作業になります。

しかも**原則6つと指針10のうち、4語が同じ言葉**です。ここを避けて通ると必ず混ざるので、この本では**正面から並べて比べます**。

この本の構成

- **本文**……ふつうに読める文章です。まずここを読んでください。
- **試験ポイント**（青い枠）……そのまま問題になる所です。試験直前はここだけ拾い読みできます。
- **△マークの枠**（赤い枠）……**間違えやすい所・引っ掛けが仕込まれる所**です。
- **用語**（紫の帯）……シラバスに名前が載っている用語です。この本で40語あります。
- **確認問題**（緑の枠）……テーマの区切りに3問ずつ、合計9問あります。
- **巻末**……40語のチェックリストと、用語集を付けました。

進め方

1. まず**本文を最後まで通して読む**。分からない所で止まらず、飛ばして進んでかまいません。
2. 次に**確認問題9問**を、本文を見ずに解く。ここで落ちた所が、あなたの弱点です。
3. 落ちた所だけ本文に戻り、**自分の言葉で言い直す**。読むより言い直したほうが残ります。
4. 試験直前は、**試験ポイントの枠と、巻末の用語集だけ**を見返す。

動画と合わせて使う

- この本は、YouTubeチャンネル**AI資格ラボ**の動画 **第4章 情報リテラシー ②権利とAI社会原則**と同じ順番・同じ図で作ってあります。
- **動画で流れをつかみ、この本で確かめる**。あるいは**この本を先に読んでから動画を見る**。どちらでも構いません。
- 印刷は**A4・実物大（100%）**で。図の中の文字まで読める大きさに作ってあります。

はじめに	この本の使い方	1
第4章②	この本の全体像	4
4-9	知的財産権は4つ	5
	知的財産権／著作権／特許権／商標権／意匠権	
4-10	人そのものにまつわる権利	7
	肖像権／パブリシティ権	
	確認問題④（4-9・4-10）	9
4-11	不正競争防止法	10
	不正競争防止法／営業秘密／限定提供データ	
4-12	AI生成物と、権利の侵害	12
	生成物／著作権侵害／名誉毀損	
	確認問題⑤（4-11・4-12）	14
4-13	AI社会の基本理念 3つ	15
4-14	AI社会原則 6つ	16
4-15	共通の指針 10	18
	原則6つとの重なり／指針にだけある3つ／高度なAIシステム	
	確認問題⑥（4-13～4-15）	21
4-16	AIガバナンスの構築	22
4-17	AIの事業活動を担う3つの主体	23
4-18	AI新法	24
まとめ	40語、全部出ました	26
巻末	40語チェックリスト	27
巻末	用語集（40語）	29

第4章② この本の全体像

40語を、**3つのかたまり**に分けて進みます。かたまりごとに確認問題が3問ずつ入ります。

	テーマ	語数
1	制作物に関わる権利	13語
2	AIを取り巻く理念と原則・ガイドライン	25語
3	AI新法	2語

3つのかたまりの関係

前半（①）が**守られる側**の話——個人情報という、狙われるものの話でした。この本は**作る側・使う側**の話です。

1. まず**作ったものに、誰のどんな権利があるのか**（4-9～4-12）。ここは**法律**の話です。
2. 次に**AIを使う社会が、何を大事にすると決めたのか**（4-13～4-17）。こちらは**法律ではない**——理念・原則・指針、つまり考え方です。
3. 最後に**それを国の制度にしたもの**（4-18）。2025年にできた新しい法律です。

⇒ ⚠ **2つ目が最大の山**です。25語あり、しかも**原則6つと指針10で4語が重なります**。この本では4-14と4-15で並べて比べるので、そこは飛ばさずに読んでください。

4-9 知的財産権は4つ

まず**知的財産権**。**人が頭で作り出したものを守る権利**の、**総称**です。総称、つまり**親**ですね。子どもを4つ見ます。

知的財産権

人が頭で作り出したもの（知的創作物）を守る権利の**総称**。著作権・特許権・商標権・意匠権などを含む。

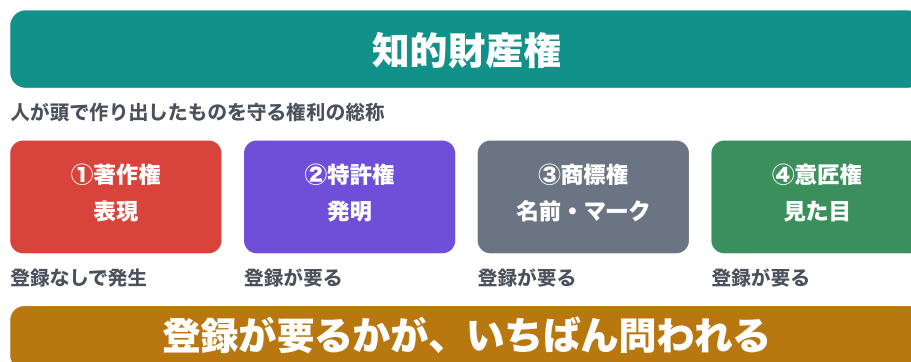


図4-9 総称が親。子どもが4つ

1つ目 著作権

表現したものを守る権利です。文章、絵、音楽、プログラム。

作った瞬間に発生します。登録は要りません。ここが他の3つと違う——この本でいちばん問われる違いです。

著作権

表現したもの（文章・絵・音楽・プログラムなど）を守る権利。★ **作った瞬間に発生し、登録は要らない**。

2つ目 特許権

発明を守る権利。**技術的なアイデア**です。こちらは**出願して、審査を通過して、登録して、はじめて発生**します。

特許権

発明（技術的なアイデア）を守る権利。出願・審査・登録を経て発生する。

3つ目 商標権

商品やサービスの名前やマークを守る権利。**ロゴやブランド名**です。これも登録が要ります。

商標権

商品やサービスの名前・マークを守る権利。ロゴやブランド名が対象。登録が必要。

4つ目 意匠権

見た目のデザインを守る権利。形、模様、色。**中身ではなく、姿かたち**です。これも登録が要ります。

意匠権

物品の見た目のデザイン（形・模様・色）を守る権利。中身ではなく姿かたちが対象。登録が必要。

4つを表で見る

	守るもの	登録
著作権	表現したもの	要らない
特許権	発明（技術的なアイデア）	要る
商標権	商品・サービスの名前やマーク	要る
意匠権	見た目のデザイン	要る

著作権だけが浮いているのが見て取れると思います。ほかの3つは**役所に出して、審査を受けて、はじめて権利になる**。著作権は**書いた瞬間・描いた瞬間**です。

理由は守るものの性質が違うからです。**表現**は作った時点でそこにあります。一方**発明**や**マーク**は、誰が先に権利を持つのかを**はっきりさせないと争いになる**。だから登録という手続きが要ります。

試験ポイント | 「登録が要るか」で切る

- 表現が著作権。発明が特許権。名前とマークが商標権。見た目が意匠権。
- **著作権だけが登録なしで発生する**。残り3つは登録が要る。**この違いがいちばん問われます**。
- 知的財産権は総称。「知的財産権と著作権はどちらが広いか」という形でも聞かれます。

4-10 人そのものにまつわる権利

さきほどの4つは**作ったもの**の権利でした。ここからは**人そのもの**の権利です。2つあり、**対で問われます**。

肖像権

自分の顔や姿を、勝手に撮られたり公開されたりしない権利です。**誰にでもあります**。有名かどうかは関係ありません。

肖像権

自分の顔や姿を勝手に撮られたり公開されたりしない権利。誰にでもある人格の権利。

パブリシティ権

こちらは違います。**有名人の名前や顔がもつ、お客を呼ぶ力。その経済的な価値を守る権利**です。

パブリシティ権

有名人の名前や顔がもつ顧客を引きつける力（経済的価値）を守る権利。有名人に生じる財産的な権利。



図4-10 誰にでもあるか／お金の話か

→ ⚠️ **ここ、対で問われます**。肖像権は**誰にでもある、人格の権利**。パブリシティ権は**有名人の、経済的な権利**。**誰にでもあるか／お金の話か**。そこで分けてください。

生成AIとのつながり

- 実在の人物そっくりの画像を作って公開すると、**肖像権**の問題。
- 有名人の顔を広告に使うと、**パブリシティ権**の問題。

第3章で出た**ディープフェイク**が、ここに効いてきます。技術の話が、そのまま権利の話になる所です。

撮ることと、公開すること

肖像権は**撮られない権利**と**公開されない権利**の両方を含みます。街の風景に偶然写り込む程度なら問題になりにくい一方、**特定の個人だと分かる形で撮って、無断で公開する**と問題になります。

SNSに友人の写真を上げるのも、厳密には同じ話です。**許可を取る**という当たり前の作法が、そのまま法律の話につながっています。

なぜ2つに分かれているのか

肖像権は**人格**を守るもの——**嫌な思いをしない**ための権利です。パブリシティ権は**財産**を守るもの——**その人の名前や顔が生む価値**を勝手に使わせないための権利です。

だから**有名人には両方あります**。無名の人には肖像権はあるが、パブリシティ権を主張する場面はまずない。**パブリシティ権が誰にでもある、という選択肢は誤り**です。

試験ポイント | 2つの軸で分ける

- **肖像権**＝誰にでもある／人格の権利／勝手に撮られない・公開されない。
- **パブリシティ権**＝有名人／経済的な権利／顧客を引きつける力を守る。
- 生成AIでは、**そっくりの画像を公開＝肖像権、有名人の顔を広告に＝パブリシティ権**。

確認問題④

作ったものと、人の権利

確認問題④

第1問 知的財産権のうち、登録なしで発生するものはどれですか。

答

著作権。

特許権・商標権・意匠権は登録が必要です。ここがいちばん問われます。

確認問題④

第2問 見た目のデザインを守る権利は何ですか。名前やマークを守る権利は何ですか。

答

意匠権と商標権。

表現が著作権、発明が特許権、名前とマークが商標権、見た目が意匠権です。

確認問題④

第3問 誰にでもある人格の権利と、有名人の経済的な権利。それぞれ何といいますか。

答

肖像権とパブリシティ権。

誰にでもあるか／お金の話か、で分けます。

4-11 不正競争防止法

不正競争防止法。事業者どうしの、不正な競争を防ぐための法律です。他社の商品そっくりの見た目で売る。他社の技術情報を盗んで使う。そういうことを止めます。

不正競争防止法

事業者どうしの**不正な競争を防ぐ**法律。他社の商品の模倣、営業秘密の不正取得などを規制する。

この法律で守られるものが、シラバスに**2つ**載っています。

営業秘密 3つの条件を全部満たすこと

3つの条件を全部満たしたもののだけが営業秘密になります。

1. 秘密として管理されていること（秘密管理性）
2. 事業に役立つ情報であること（有用性）
3. 公然と知られていないこと（非公知性）

⇒ ⚠ **秘密として管理されている**が肝です。**誰でも見られる場所に置いてあったら、営業秘密になりません。**
「大事な情報だから営業秘密だ」ではなく、**大事に扱っているから営業秘密**です。

営業秘密

不正競争防止法で守られる情報。①**秘密として管理** ②**事業に有用** ③**公然と知られていない**——この**3つを全部満たすもの**だけが該当する。

不正競争防止法

事業者どうしの、不正な競争を防ぐための法律

営業秘密

- ① 秘密として管理されている
 - ② 事業に役立つ情報である
 - ③ 公然と知られていない
- 3つ全部を満たしたものだけ

限定提供データ

特定の相手に限って提供するデータ
営業秘密ほど厳しく秘密にしない
でも、誰にでも渡すわけでもない
その中間を守る区分

社外の生成AIに貼ると、管理が崩れる

図4-11 3つ全部そろって、はじめて営業秘密

限定提供データ

特定の相手に、限って提供しているデータのことです。営業秘密ほど厳しく秘密にしていなくても、誰にでも渡すわけではない。**その中間**を守るために作られた区分です。

限定提供データ

特定の相手に限って提供しているデータ。営業秘密ほど厳格に秘密管理されていないが、誰にでも渡すものでもない中間の区分。

生成AIとのつながり

社外の生成AIに、営業秘密を貼り付けて質問する。——それだけで**秘密として管理されているが崩れかねません**。

前半（①）でやった**個人情報**を生成AIに入れないと、まったく同じ理屈です。**社外に渡した時点で、守られる条件を自分から壊している**。

2つを表で見る

	どんな情報	守られる条件
営業秘密	社外に出したくない情報	3条件を全部満たす
限定提供データ	特定の相手に限って渡すデータ	業として反復して提供している

たとえば**顧客名簿**や**製造の手順書**は営業秘密になりえます。一方、**複数の会社**に**有償で提供している業界データ**のようなものは、秘密ではないけれど誰にでも渡すわけでもない——そこを守るのが限定提供データです。

「大事な情報だから守られる」ではない

ここが誤解されやすい所です。**情報の中身が重要かどうかで決まるものではありません**。どう扱っているかで決まります。

鍵のかかる場所に置いてあるか。アクセスできる人を限っているか。**秘密だと分かる表示をしているか**。**扱い方が条件になっている**——だから生成AIに貼り付けた時点で崩れるのです。

試験ポイント | 条件と中間

- **営業秘密は3条件を全部**——秘密管理・有用性・非公知性。**1つでも欠けたら該当しません**。
- **限定提供データ**は、営業秘密と公開データの**中間**を守る区分。
- 生成AIに貼り付けると**秘密管理性が崩れる**。個人情報と同じ理屈です。

4-12 AI生成物と、権利の侵害

ここで、**AIが作ったもの**の話に入ります。シラバスの言葉は**生成物**です。

生成物

生成AIが作り出したもの。文章・画像・音楽・プログラムなど。

AIが作ったものに、著作権はあるのか

いちばん聞かれることです。**日本では、原則、ありません。**

理由は、**著作権が「人間の創作的な表現」を守るもの**だからです。AIが自動で出ただけのものは、人間が作ったとは言えない。

⇒ ⚠ **ただし、例外があります。**人間が**指示や修正を重ねて、創作的に関わった**と言えるなら、認められうる。**絶対に無い、ではありません。**関わり方による、が答えです。

AIが作ったものに著作権はあるか

原則、ありません

著作権は人間の創作的な表現を守るもの
AIが自動で出ただけでは創作ではない

認められうる

人間が指示や修正を重ねて
創作的に関わったと言えるなら

著作権侵害

名誉毀損

どちらも「AIが勝手にやった」は通らない。公開した人の責任

図4-12 原則は無い。ただし関わり方による

著作権侵害

AIが出したものが、既存の作品とそっくりだった場合です。

⇒ ⚠ **AIが勝手にやった、は言い訳になりません。**公開した人の責任になります。

著作権侵害

他人の著作物を、権利者の許諾なく利用すること。**AI生成物が既存の作品と類似していた場合も対象**で、責任は**公開した人が負う**。

名誉毀損

事実かどうかにかかわらず、人の社会的評価を下げると成立します。

AIが嘘の経歴を出して、それをそのまま載せた——第2章で出た**ハルシネーション**が、ここで法律の問題になります。

名誉毀損

人の社会的評価を下げる行為。⚠️ 事実かどうかにかかわらず成立しうる。AIの誤った出力をそのまま公開した場合も問題になる。

使う前に、何を確認めるか

AI生成物をそのまま世に出すと、ここまでの3つ（著作権・肖像権・名誉毀損）すべてに触れる可能性があります。実務では次を確認めます。

1. 既存の作品に似ていないか——画像なら検索で近いものを探す。
2. 実在の人物が写っていないか——そっくりの顔は肖像権の問題になります。
3. 書かれている事実は本当か——経歴や実績はハルシネーションの温床です。

AI生成物は必ず事実確認をする。試験でもそう聞かれます。第2章で学んだハルシネーションが、この章では法律の問題として戻ってきます。

試験ポイント | 責任は使う人にある

- AI生成物に著作権は原則ない。ただし人間が創作的に関われば認められうる。
- 著作権侵害も名誉毀損も、公開した人の責任。AIのせいにはできません。
- だからAI生成物は必ず事実確認をする。試験でもそう聞かれます。

確認問題⑤

秘密と、AI生成物

確認問題⑤

第4問 営業秘密になるための3つの条件を挙げてください。

答

秘密として管理されている・事業に有用・公然と知られていない。

3つ全部そろって、はじめて営業秘密です。

確認問題⑤

第5問 AIが作ったものに、日本では原則として著作権はありますか。

答

原則ありません。ただし人間が創作的に関わったと言えるなら認められうる。

絶対に無い、ではありません。関わり方によります。

確認問題⑤

第6問 AIが出した嘘の経歴をそのまま公開しました。何の問題になりますか。

答

名誉毀損。

事実かどうかにかかわらず、社会的評価を下げれば成立します。責任は公開した人にあります。

4-13 AI社会の基本理念 3つ

ここから後半です。日本には、**AIをどう使うかの、国としての考え方**があります。その土台が**AI社会の基本理念**。3つです。

人間の尊厳が尊重される社会 (Dignity)

AIに使われる人間ではなく、**AIを使う人間**にいるという理念。

多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会 (Diversity & Inclusion)

いろいろな背景の人が、**それぞれの幸せを目指せる**社会という理念。

持続可能な社会 (Sustainability)

続けられる社会という理念。環境も、格差も、ここに入る。



図4-13 基本理念は3つ。英語もセットで

試験ポイント | 英語で覚えると速い

- **Dignity/Diversity & Inclusion/Sustainability**——尊厳、多様性、持続可能性。
- **3つセット**で出ます。1つだけ聞かれることは少なく、「3つ挙げよ」の形が多い。
- ⚠ 正式な言い方は**多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会**です。

4-14 AI社会原則 6つ

理念の次が**AI社会原則**。6つです。**理念が「目指す社会」、原則が「そのために守ること」**という関係になります。

人間中心の考え方

AIは人間を助けるもので、**人間が判断の主**であるという原則。

安全性・公平性

AIが**安全に動き、偏った差別をしないこと**。⚠️ 原則ではこの2つでひとつの項目。

プライバシー保護

個人の情報を守ること。

セキュリティ確保

攻撃や事故に耐えること。

透明性

どう動いているかを説明できること。

アカウントビリティ

説明責任。結果に責任を持つこと。



図4-14 原則は6つ

⇒ ⚠️ **透明性とアカウントビリティを混ぜないでください。透明性は見えること。アカウントビリティは責任を負うこと。見えるだけでは、責任は果たせません。**

理念と原則の関係

並べて覚えるだけでは残らないので、関係で見ます。

	何を言っているか	数
基本理念	目指す社会の姿	3
AI社会原則	そのために守ること	6
共通の指針	事業者が実際に取り組むこと	10

上から下へ、だんだん具体的になります。理念が**どんな社会にしたいか**、原則が**そのために何を守るか**、指針が**では何をするか**。

この順で並んでいると分かれれば、「基本理念はどれか」「原則はどれか」を取り違えにくくなります。**数(3・6・10) もセットで覚えてください。**

試験ポイント | 6つを言えるように

- 人間中心の考え方／安全性・公平性／プライバシー保護／セキュリティ確保／透明性／アカウントビリティ。
- ⚠️ **安全性・公平性**でひとつの項目です。ここが次の「共通の指針」との違いになります。
- **透明性＝見える／アカウントビリティ＝責任を負う**。対で聞かれます。

4-15 共通の指針 10

ここが、**この章でいちばん混ざる所**です。いまの**AI社会原則**とは別に、**AI事業者ガイドライン**という文書があって、そこに**共通の指針**が10あります。

先に言います。4つ、さきほどと同じ言葉が出ます。でも、別物です。**そういうものだと思ってください。**



図4-15 共通の指針は10。色が付いた4つは原則と同じ言葉

原則6つと、指針10を並べる

	AI社会原則（6）	共通の指針（10）
1	人間中心の考え方	人間中心
2	安全性・公平性	安全性
3	（同上）	公平性
4	プライバシー保護	プライバシー保護
5	セキュリティ確保	セキュリティ確保
6	透明性	透明性
7	アカウンタビリティ	アカウンタビリティ
8	—	教育・リテラシー
9	—	公正競争確保
10	—	イノベーション

⇒ ⚠ **表記が違う所**——原則では**人間中心の考え方**、指針では**人間中心**。原則では**安全性・公平性でひとつ**、指針では**安全性と公平性で2つ**。そのまま覚えてください。

人間中心

共通の指針の1つ。⚠ 原則では**人間中心の考え方**と表記される。

安全性

共通の指針の1つ。⚠ 原則では**安全性・公平性**でひとつの項目になっている。

公平性

共通の指針の1つ。⚠ 同上。指針では**安全性と公平性で2つ**に分かれる。

指針にだけある3つ

教育・リテラシー

AIを**使う人を育てる**こと。指針にだけある項目。

公正競争確保

特定の企業が**独占しない**ようにすること。指針にだけある項目。

イノベーション

新しいものが生まれる余地を残すこと。指針にだけある項目。



図4-16 指針にだけある3つ＝育てる・広げる

試験ポイント | 守りに、攻めが3つ足された

- 原則6つは「守る」話。指針の後ろ3つは「育てる・広げる」話。この見方で区別できます。
- 重なる4語は**プライバシー保護・セキュリティ確保・透明性・アカウントビリティ**。**同じ言葉でも別の文書の項目**です。
- ⚠ **人間中心の考え方（原則）と人間中心（指針）、安全性・公平性（原則）と安全性／公平性（指針）**。表記の違いが問われます。

誰が決めたものか

AI社会原則は国（内閣府）がまとめた考え方、**AI事業者ガイドライン**は総務省と経済産業省がまとめた文書です。**出どころが違うので、言葉が重なっても別物**——そう理解しておく、と、混ざったときに整理できます。

ガイドラインのほうは**事業者向け**です。だから「守る」だけでなく、**育てる・広げる**という項目（教育・リテラシー／公正競争確保／イノベーション）が足されています。

もう1つの指針 | 高度なAIシステム

シラバスには、もう1つ**高度なAIシステムに関する事業者に通の指針**という項目が載っています。

AI事業者ガイドラインの第2部は、**A. 基本理念／B. 原則／C. 共通の指針／D. 高度なAIシステム／E. AIガバナンスの構築**という並びです。いま見てきた順番そのものですね。

Dは、さきほどの10に**加えて**守るものです。大規模で影響の大きいAIを扱う事業者向けの指針で、**広島AIプロセス**の国際指針を反映しています。広島AIプロセスは、**2023年のG7**で立ち上がった国際的な枠組みです。

⇒ ⚠ 中身の12項目を丸暗記する必要はありません。**10の共通の指針に加えてある／高度なAIシステムを扱う事業者向け／元は広島AIプロセス**——この3点で足ります。

確認問題⑥ **理念・原則・指針****確認問題⑥**

第7問 AI社会の基本理念、3つは何ですか。

答

人間の尊厳、多様性、持続可能性。 Dignity、Diversity & Inclusion、Sustainability。

3つセットで出ます。英語で覚えると速いです。

確認問題⑥

第8問 「どう動いているか説明できる」のと、「結果に責任を負う」のは、それぞれ何ですか。

答

透明性とアカウンタビリティ。

見えるだけでは、責任は果たせません。

確認問題⑥

第9問 共通の指針10のうち、AI社会原則6つには無い3つは何ですか。

答

教育・リテラシー、公正競争確保、イノベーション。

原則は「守る」話、指針の後ろ3つは「育てる・広げる」話です。

4-16 AIガバナンスの構築

AIガバナンスとは、**AIを安全に使い続けるための、組織の仕組み**です。その作り方が**3段**で載っています。

環境・リスク分析

自分たちが**どんな環境**にいて、**どんなリスク**があるかを調べる段。**現状を知る**。

AIガバナンス・ゴール

どういう状態を目指すのかを決める段。**目標を置く**。

AIマネジメントシステム

それを**回し続ける仕組み**を作る段。**運用に落とす**。

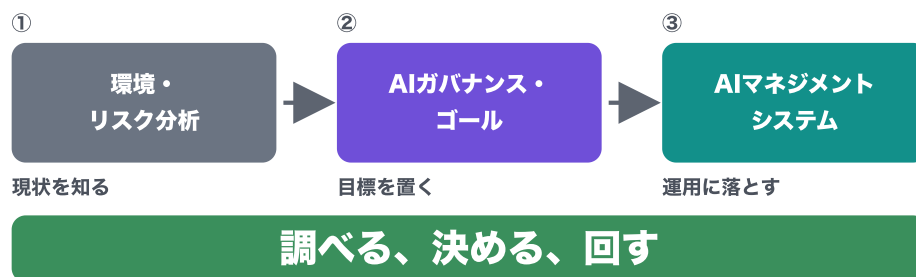


図4-17 調べる → 決める → 回す

試験ポイント | 順番で覚える

- 環境・リスク分析 → AIガバナンス・ゴール → AIマネジメントシステム。
- **調べる、決める、回す**。この順番です。順序を入れ替えた選択肢が出ます。
- 第3章の**AIエージェント**と同じで、分析して、目標を立てて、実行する。人間の仕事の進め方と同じです。

4-17 AIの事業活動を担う3つの主体

AIの事業活動を担う主体が、3つに分けられています。

AI開発者 (AI Developer)

AIそのものを作る側。モデルを学習させ、システムを開発する。

AI提供者 (AI Provider)

作られたAIをサービスとして提供する側。⚠️ 作った人と届ける人は別。

AI利用者 (AI Business User)

そのAIを事業に使う側。⚠️ 英語はAI Business Userで、単なる User ではない。



図4-18 作る・届ける・使う

⇒ ⚠️ 英語に注意。利用者だけ **AI Business User** です。単なる User ではありません。事業として使う人、という意味だからです。

なぜ分けるのか。責任の置き場所が違うからです。作った人の責任、届けた人の責任、使った人の責任。それぞれ果たすことが違うので、3つに分けてあります。

試験ポイント | 英語がそのまま問われる

- AI開発者=AI Developer / AI提供者=AI Provider / AI利用者=AI Business User。
- 利用者だけ **Business** が入る——ここが引っかけです。
- 分ける理由は責任の置き場所が違うから。

4-18 AI新法

最後、**AI新法**です。これは**2025年10月のシラバス改訂で入った、新しい範囲**です。古い教材には載っていません。

正式名称は**人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律**。長いので、通称が**AI新法**です。**2025年6月4日に公布**されました。この日付、問われます。

AI新法

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の通称。**2025年6月4日公布**。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

AI新法の**正式名称**。名前のとおり**推進**のための法律。

何のための法律か

名前に**推進**と入っているとおり、**AIの研究開発と活用を進めるため**の法律です。

⇒ ⚠ **規制するための法律ではありません。ここ、引っかけになります。** 罰則を並べた法律ではなく、**国と事業者が何をするかを定めた法律**です。

中身と、ガイドラインとの関係

- 国が基本計画を作る。
- 事業者は国の施策に協力する。

そして**AI事業者ガイドライン**とつながっています。**法律で大枠を決めて、具体的な進め方はガイドラインで示す**。そういう関係です。

AI新法（通称）

正式名称：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

2025年6月4日 公布

2025年10月のシラバス改訂で追加

規制ではなく推進

罰則を並べた法律ではない

AI新法



AI事業者ガイドライン

法律で大枠を決めて、具体的な進め方はガイドラインで示す

図4-19 推進の法律。規制ではない

なぜ「推進」なのか

世界の流れを見ると分かりやすくなります。EUのAI法（AI Act）は、危険度に応じて**禁止や義務を課す規制型**です。一方、日本のAI新法は**研究開発と活用を進める推進型**を選びました。

国が基本計画を作り、事業者はそれに協力する。罰則を並べて縛るのではなく、方向を示して後押しする形です。具体的にどう振る舞うかは**AI事業者ガイドライン**が受け持ちます。

⇒ ⚠ **規制型と推進型の対比**で聞かれることがあります。AI新法を「AIを規制する法律」と説明する選択肢は誤りです。

試験ポイント | 日付と性格

- 2025年6月4日公布。日付が問われます。
- 推進のための法律で、規制のための法律ではない。罰則を並べたものではありません。
- 法律で大枠、ガイドラインで具体策。4-15の共通の指針とつながります。

まとめ 40語、全部出ました

後半で出た40語を、**3つのかたまり**で並べ直します。ここだけ見返せば全体が戻ります。

1 制作物に関わる権利（13語）

知的財産権が総称で、表現が著作権、発明が特許権、名前とマークが商標権、見た目が意匠権。**著作権だけが登録なしで発生する。**

人そのものの権利が2つ。**誰にでもあるのが肖像権、有名人の経済的価値がパブリシティ権。**

事業者どうしの話が**不正競争防止法**で、守られるものが**営業秘密**と**限定提供データ**。

AIが作ったものが**生成物**。そこで起きうるのが**著作権侵害**と**名誉毀損**。

2 理念と原則・ガイドライン（25語）

基本理念が3つ（尊厳・多様性・持続可能性）、**AI社会原則が6つ**、**共通の指針が10**。そこに教育・リテラシー、公正競争確保、イノベーションが足されます。

ガバナンスが3段（環境・リスク分析 → AIガバナンス・ゴール → AIマネジメントシステム）、**主体が3つ**（AI開発者・AI提供者・AI利用者）。

3 AI新法（2語）

AI新法と、その正式名称**人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律**。**2025年6月4日公布。推進の法律。**

→ **第4章は、AIを「使う側の責任」を問う章**です。前半は自分の身を守る話、後半は他人の権利と社会のルール。**それだけ持って帰ってください。**

巻末 40語チェックリスト

自分の言葉で説明できたら✓を入れてください。⚠ 原則と指針で同じ言葉が4つありますが、別の文書の項目です。

- ☐ 知的財産権
- ☐ 著作権
- ☐ 特許権
- ☐ 商標権
- ☐ 意匠権
- ☐ 肖像権
- ☐ パブリシティ権
- ☐ 不正競争防止法
- ☐ 営業秘密
- ☐ 限定提供データ
- ☐ 著作権侵害
- ☐ 名誉毀損
- ☐ 生成物
- ☐ 人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）
- ☐ 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）
- ☐ 持続可能な社会（Sustainability）
- ☐ [原則] 人間中心の考え方
- ☐ [原則] 安全性・公平性
- ☐ [原則] プライバシー保護
- ☐ [原則] セキュリティ確保
- ☐ [原則] 透明性
- ☐ [原則] アカウンタビリティ
- ☐ [指針] 人間中心
- ☐ [指針] 安全性
- ☐ [指針] 公平性
- ☐ [指針] プライバシー保護
- ☐ [指針] セキュリティ確保

巻末 用語集

知的財産権 p.5

人が頭で作り出したものを守る権利の総称。著作権・特許権・商標権・意匠権などを含む。

著作権 p.5

表現したもの（文章・絵・音楽・プログラムなど）を守る権利。作った瞬間に発生し、登録は要らない。

特許権 p.5

発明（技術的なアイデア）を守る権利。出願・審査・登録を経て発生する。

商標権 p.6

商品やサービスの名前・マークを守る権利。ロゴやブランド名が対象。登録が必要。

不正競争防止法 p.10

事業者どうしの不正な競争を防ぐ法律。他社商品の模倣、営業秘密の不正取得などを規制する。

営業秘密 p.10

不正競争防止法で守られる情報。①秘密として管理 ②事業に有用 ③公然と知られていない、の3つを全部満たすもの。

限定提供データ p.11

特定の相手に限って提供しているデータ。営業秘密と公開データの中間を守る区分。

多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会 (Diversity & Inclusion) p.15

いろいろな背景の人が、それぞれの幸せを目指す社会という基本理念。

持続可能な社会 (Sustainability) p.15

続けられる社会という基本理念。環境も格差もここに入る。

人間中心の考え方 p.16

AI社会原則の1つ。AIは人間を助けるもので、人間が判断の主であること。

意匠権 p.6

物品の見た目のデザイン（形・模様・色）を守る権利。中身ではなく姿かたちが対象。登録が必要。

肖像権 p.7

自分の顔や姿を勝手に撮られたり公開されたりしない権利。誰にでもある人格の権利。

パブリシティ権 p.7

有名人の名前や顔がもつ顧客を引きつける力（経済的価値）を守る権利。

著作権侵害 p.12

他人の著作物を許諾なく利用すること。AI生成物が既存作品と類似した場合も対象で、責任は公開した人が負う。

名誉毀損 p.13

人の社会的評価を下げる行為。事実かどうかにかかわらず成立しうる。

生成物 p.12

生成AIが作り出したもの。文章・画像・音楽・プログラムなど。

人間の尊厳が尊重される社会 (Dignity) p.15

AIに使われる人間ではなく、AIを使う人間でいるという基本理念。

安全性・公平性 p.16

AI社会原則の1つ。安全に動き、偏った差別をしないこと。⚠️ 原則ではこの2つでひとつの項目。

プライバシー保護 p.16

個人の情報を守ること。AI社会原則と共通の指針の両方にある。

セキュリティ確保 p.16

攻撃や事故に耐えること。AI社会原則と共通の指針の両方にある。

透明性 p.16

どう動いているかを説明できること。AI社会原則と共通の指針の両方にある。

アカウントビリティ p.16

説明責任。結果に責任を持つこと。⚠ 透明性（見える）とは別。

人間中心 p.19

共通の指針の1つ。⚠ 原則では「人間中心の考え方」と表記される。

安全性 p.19

共通の指針の1つ。⚠ 原則では「安全性・公平性」でひとつの項目になっている。

環境・リスク分析 p.22

AIガバナンス構築の1段目。自分たちの環境とリスクを調べる。

AIガバナンス・ゴール p.22

AIガバナンス構築の2段目。どういう状態を目指すのかを決める。

AIマネジメントシステム p.22

AIガバナンス構築の3段目。回し続ける仕組みを作る。

AI開発者（AI Developer） p.23

AIそのものを作る側。モデルを学習させ、システムを開発する。

公平性 p.19

共通の指針の1つ。⚠ 原則では「安全性・公平性」でひとつの項目になっている。

教育・リテラシー p.19

共通の指針にだけある項目。AIを使う人を育てること。

公正競争確保 p.19

共通の指針にだけある項目。特定の企業が独占しないようにすること。

イノベーション p.19

共通の指針にだけある項目。新しいものが生まれる余地を残すこと。

AI提供者（AI Provider） p.23

作られたAIをサービスとして提供する側。

AI利用者（AI Business User） p.23

そのAIを事業に使う側。⚠ 英語は単なる User ではなく Business User。

AI新法 p.24

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の通称。2025年6月4日公布。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 p.24

AI新法の正式名称。名前のとおり推進のための法律で、規制のための法律ではない。